

令和2年度

社会福祉法人・福祉サービス事業者等

指導監査（検査）結果報告書

令和3年10月

大田区

福祉部・こども家庭部

はじめに

平成 29 年 4 月 1 日から社会福祉法人制度を改革する改正社会福祉法が施行され、社会福祉法人においては、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務等の様々な対応が求められることとなりました。

区では「区内に主たる事務所を置き、その行う事業が区の区域を越えない社会福祉法人」の所轄庁として、社会福祉法第 56 条に基づき、社会福祉法人の指導監査を実施しています。これは、社会福祉法人の適正な運営を確保するため、法人の育成に主眼をおいて実施するものであり、区民の皆様が社会福祉法人の施設・サービスを安心して利用していただけるよう、地域における福祉サービスの水準向上を目標としています。

また、区民の皆様が、安心して質の高い福祉サービスをご利用いただけるよう、介護保険サービス、障害福祉サービス、保育サービスを提供する事業者等に対し、適正なサービスの提供、法令の遵守に向け、指導監査（検査）を実施しています。

この報告書は、令和 2 年度に実施した社会福祉法人指導監査、福祉サービス事業者等指導監査（検査）の結果を、主な改善内容のうち指摘件数が多かったもの、そして指摘事項の具体事項例を中心にとりまとめたものです。

社会福祉法人、福祉サービス事業者等の役員、職員その他の運営に携わっている皆様には、この報告書を参考に、問題の早期発見と自主的な改善の取組に有効活用していただければ幸いです。

区民の皆様には、福祉サービスが抱える課題や区の取組を知っていただき、地域の社会福祉法人、福祉サービス事業者等に対して、一層のご理解をいただきますようお願い申し上げます。

目次

第一章	指導監査（検査）の概要	1
1	指導監査（検査）の体系	1
2	指導監査（検査）の流れ	3
3	令和2年度の概況	4
第二章	指導監査（検査）の結果	6
1	社会福祉法人	6
(1)	令和2年度実施状況	7
(2)	主な指摘事項	8
(3)	好ましい事例	10
2	介護保険サービス事業者等	11
(1)	令和2年度実施状況	11
(2)	主な指摘事項	12
(3)	好ましい事例	17
3	障害福祉サービス事業者等	18
(1)	令和2年度実施状況	18
(2)	主な指摘事項	18
4	保育所・保育施設等	24
(1)	令和2年度実施状況	24
(2)	主な指摘事項	25
(3)	好ましい事例	28
第三章	資料編	29
資料1	社会福祉法人制度改革	29
資料2	社会福祉法人・福祉サービス事業者等	32
資料3	令和3年度 大田区社会福祉法人指導監査実施方針	38
資料4	令和3年度 大田区介護保険サービス事業者等指導実施方針	43
資料5	令和3年度 大田区障害福祉サービス事業者等指導実施方針	46
資料6	令和3年度 大田区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業並びに 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査実施方針	49
資料7	主な社会福祉施設・事業等の概要	54
資料8	各種参考情報	60
	区の指導監査（検査）に関する連絡先	63

第一章 指導監査（検査）の概要

1 指導監査（検査）の体系

区は、社会福祉法人に対して、指導監査の目的、実施方法等を定めた「社会福祉法人指導監査実施要綱」及びその別紙である「指導監査ガイドライン」に従い、指導監査を実施することとされています。区では、「社会福祉法人指導監査実施要綱」を補足する「大田区社会福祉法人指導監査実施要領」を定めるとともに、各年度の指導監査対象の法人、重点項目等を「実施方針」（P38 参照）として定め、これらに基づき指導監査を実施しています。

また、区における福祉サービスは、社会福祉法人、株式会社、NPO 法人等多様な主体が提供しています。区では、各施設・事業者別に、それぞれの根拠法や、設備運営に関する基準、国や東京都等の通知等に基づき指導監査（検査）を実施しています。

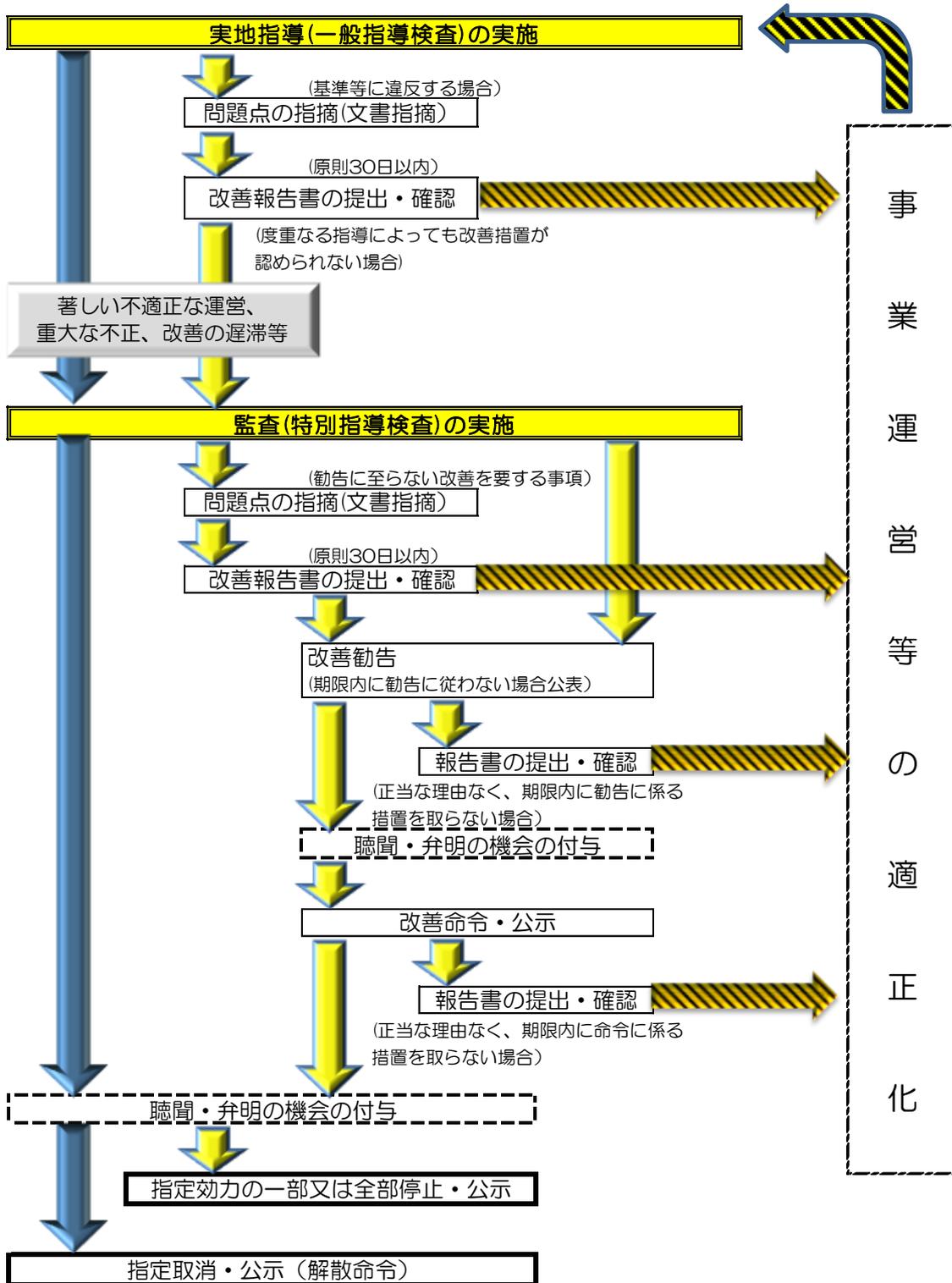
種別	社会福祉法人に対する指導監査	福祉サービス事業者等に対する指導監査（検査）		
対象	社会福祉法人	施設・事業所		
根拠	社会福祉法	介護保険法	障害者総合支援法 児童福祉法	児童福祉法 子ども・子育て支援法
要綱	社会福祉法人指導監査実施要綱	<ul style="list-style-type: none"> 大田区介護保険サービス事業者等指導実施要綱 大田区介護保険サービス事業者等監査実施要綱 	<ul style="list-style-type: none"> 大田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱 	<ul style="list-style-type: none"> 大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱
方針	毎年度策定する「実施方針」			
基準等	指導監査ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、居宅介護サービス事業所等指導検査基準 	<ul style="list-style-type: none"> 指定障害者支援施設等、指定障害福祉サービス事業所等指導検査基準 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、保育施設等指導検査基準

第一章 指導監査（検査）の概要

社会福祉法人・福祉サービス事業者等に対する指導監査（検査）を実施方法から分類すると、主に以下のような類型になります。

- ア 実地指導（一般指導監査）：法人・施設等の所在地において行う、最も一般的な指導検査。
- イ 集団指導（連絡会等）：事業者等を一定の場所に集めて講習会方式等で実施。
- ウ 監査（特別指導監査）：法令等の違反や、著しく適性を欠いた運営が疑われる場合や改善が長期にわたって認められない場合に、重点的あるいは継続的に行う指導検査。

2 指導監査（検査）の流れ



(注)・上記の流れは概要を示したもので、根拠法により詳細は異なります。

- ・明らかな不正・違反が認められる場合等には、実地指導を経ずに監査から実施する場合があります。

3 令和2年度の概況

<社会福祉法人>

区による社会福祉法人指導監査業務は、東京都から事務移管された平成25年度から始まり8年目となりました。また、平成29年4月1日には平成28年に改正された社会福祉法の大部分が施行され、社会福祉法人制度改革が本格的に実施されました。制度改革の概要については、[第三章資料編資料1（P.29～）](#)をご覧ください。

各社会福祉法人においては、当該制度改革に伴う変更後定款に基づく新しい体制による評議員会や理事会の開催、財務諸表等電子開示システムの運用等、さまざまな対応が求められています。令和元年度までにすべての法人に対して制度改革に基づく指導監査を実施し、令和2年度からは2巡目となりました。引き続き、区は所轄庁として改正社会福祉法に基づく運営体制が確保されているかどうかの確認を主眼とし、法人が法改正等の趣旨を十分理解した上で、法人の自主性・自律性を持った運営を行うことができるよう、評議員や評議員会、役員等の報酬、定款や計算書類等の公表など事業運営の透明性の向上に関することなどに重点を置いて指導監査を実施しました。また、社会福祉法人は「地域における公益的な取組」の実施が責務として位置付けられたことから、連絡会の実施等により法人の取組を促す環境整備に努めました。このうち、令和3年2月に実施した連絡会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の実施期間中であったことから、オンライン形式としました。更に、令和元年度決算の結果、1法人から社会福祉充実計画の新規承認申請及び3法人から定款変更認可申請があり、所轄庁として審査、承認を行いました。

今後も、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組の実施等の改革事項の達成に向けての指導、助言等を行ってまいります。

<介護・障がい>

平成12年度に介護保険法がスタートし、障がい分野においても平成18年度に障害者自立支援法（平成25年度からは障害者総合支援法）が施行されました。福祉サービスを提供する事業主体も社会福祉法人だけでなく、在宅サービスを中心にNPO法人や民間企業等の多様な事業者が参入し、事業所数も増加傾向にあります。区では、区民の皆様が質の高い福祉サービスを利用できるように、事業者に対して、法令基準等に基づき適正なサービス提供が行われるよう指導しています。また、悪質な法令違反や明らかな不正請求を行った事業所には行政処分等を行う場合があります。なお、令和2年度は大田区で行政処分を行った事例はありませんでした。

実地指導の重点項目としては、サービス利用者の尊厳保持の視点から、身体的拘束の廃止に向けた取組や虐待の未然防止に向けた取組が図られているか、人員配置基準は適正か、報酬請求は適正か等を中心に指導を実施しました。また実地指導に加え、講習会形式で事業種別毎の集団指導を実施しています。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護、放課後等デイサービスの3事業種別に対し講習会形式ではなく書面形式にて実施しました。

<保育>

平成27年4月、子ども・子育て支援法の施行に伴い「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。この新制度により、保育施設の適正な運営を維持するための指導検査及び勧告・命令、処分の権限が市区町村に付与されました。大田区においても各保育施設の指導検査を平成28年9月から本格的に開始しました。指導検査は、「運営、保育内容、会計等について、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他の関係法令や条例等に定められた基準により適正に保育所運営が実施されているかを検査し、必要な助言・指導を行うことにより、保育施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図ること」を目的に実施しています。

また、希望しても認可保育所等に入れない待機児童の解消に向け、保育施設の整備に力を注いできました。平成27年4月に12,880人であった保育定員を令和3年4月には17,980人までに拡大し、待機児童ゼロを達成しました。こうした時期であるからこそ、利用する子どもの健全な発達に資するものとして良質かつ適切な保育が実施されているかを把握し、助言、指導、指摘を行い、保育の質を確保・向上させるために実施する指導検査の担う役割は重要性を増しています。

令和2年度の指導検査では、利用する子どもの安全・安心を第一にした重点検査項目を定めました。

運営関係では、①職員配置基準に定める職員が確保されているか、②労働環境が適切か、③研修等の資質向上のための機会が確保されているか、保育内容の関係では、保育所保育指針に基づいた適切な保育が行われているか、子どもの命を守る安全対策として①乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防策として、午睡における安全確認は適切に行われているか、②アレルギー児対策が十分に行われているか、③けが、事故防止対策が十分に行われているか、④児童虐待の対応を行っているか、会計経理では、①計算書類の区分経理の適正性や、②経理等通知等の遵守状況等々を重点項目として保育施設への指導検査を実施しました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、区は、緊急事態宣言発令期間中は、実地検査を取りやめ、代わりに認可保育所、小規模・事業所内保育所に対して職員の賃金等の取扱いに関する書面審査を実施し、不適切な取り扱いが認められた事業者に対して改善を求めました。

令和2年度の集団指導につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、認可保育所、小規模・事業所内保育所向けについて、講習会形式ではなく書面形式にて実施しました。

第二章 指導監査（検査）の結果

1 社会福祉法人

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として」（社会福祉法第 22 条）設立された特別な法人であり、法人税法上では公益法人等とされ、非課税の優遇措置があります。社会福祉法人は地域社会において、各種の社会福祉事業を提供するほか、地域における公益的な取組を実施する責務も有しており、地域福祉の充実・発展を使命とする公益性を有した民間の組織です。さらに、社会福祉法人には「経営組織のガバナンスの強化」・「事業運営の透明性の向上」・「財務規律の強化」が求められており、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保のために、指導監査を行う所轄庁の役割は重要となっています。

（指導監査のポイント）

- ・役員等選任関係書類の整備

区は、社会福祉法人の評議員・理事・監事が適切な者であることを確認するため、履歴書等の書類をチェックします。

- ・法令及び定款に従った法人運営

区は、社会福祉法及び定款に従った事業運営や意思決定が行われていることを確認するため、評議員会・理事会の議事録等をチェックします。議事録は経営組織のガバナンスを確認するための重要な書類です。

- ・計算関係書類の適正な整備

財務規律の強化のためには、会計処理及び計算関係書類の作成が適切に行われることが前提です。

- ・適切な情報提供

区は、事業運営の透明性を確認するため、現況報告書や計算書類等が備置き・閲覧・公表されていることをチェックします。

主たる事務所が大田区内にある社会福祉法人であって、その行う事業が大田区の区域を越えないものについては、大田区長が所轄庁と定められています（社会福祉法第 30 条第 1 項）。大田区長が所轄する社会福祉法人の数は、以下のように推移しています。

大田区長が所轄する社会福祉法人数の推移

（各年度 4 月 1 日現在）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
法人数	19	19	19	19	19

大田区長が所轄する社会福祉法人の一覧については、[第 3 章資料編資料 2（P32～）](#)をご覧ください。

(1) 令和2年度実施状況

ア 一般指導監査

所轄する社会福祉法人 19 法人のうち、4 法人に対して一般指導監査を行いました。

(対象法人数は令和2年4月1日現在)

対象法人数(a)	指導監査数(b)	うち文書指摘法人数	実施率 (b/a)
19	4	4	21.1%

平成 28 年度までは、所轄する社会福祉法人に対して原則として2年に1回、指導監査をすることとされていました。平成 29 年度以降は、指導監査の標準化に向けた国の「社会福祉法人指導監査実施要綱」の制定に伴い、原則として3年に1回、指導監査を実施することとしました。

イ 集団指導（社会福祉法人指導連絡会）

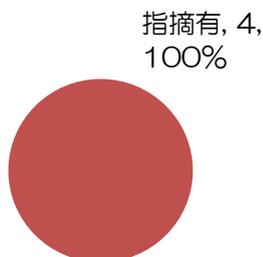
所轄する社会福祉法人 19 法人を対象に社会福祉法人指導連絡会を開催し、集団指導を行いました。

実施回	項目	内容
第1回	開催日	令和2年8月5日
	開催場所	大田区役所本庁舎 2 階 201・202 会議室
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度 法人監査における指摘事項について 令和元年度決算 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム届出状況 令和2年度 社会福祉法人指導監査の実施方法についてなど
第2回	開催日	令和3年2月25日
	開催場所	オンライン形式
	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度 任期満了に伴う役員・評議員選任の流れについて 令和2年度決算に向けての留意事項 など

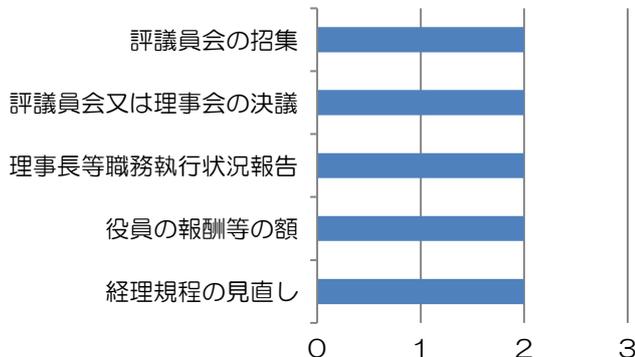
(2) 主な指摘事項

以下に記載した指摘事項は「指導監査ガイドライン」に基づくものです。

文書指摘の有無
(法人数)



文書指摘内訳
(上位3項目)



指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 評議員会の招集・・・2法人</p> <p>◆ 評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定め、評議員に通知しなければならない。しかし、理事会の決議を経ずに評議員会の招集を行っていた事例があった。</p>	<p>当該法人では、次回の評議員会の招集から理事会にて必要な事項を決議することとしました。</p>
<p>➤ 評議員会又は理事会の決議・・・2法人</p> <p>◆ 定款において決議の省略(※1)の定めがある場合には理事会の決議を省略することが認められている。このため、理事会の議案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的な記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなされる。しかし、議決に加わることができる理事全員の同意の意思表示及び監事の異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録を作成していない事例があった。</p>	<p>当該法人では、当該理事会の議案について議決に加わった理事の全員からは同意書、出席した監事からは異議のないことの確認書の提出を受け、確認を行いました。</p>

指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 理事長等職務執行状況報告・・・2法人</p> <p>◆ 社会福祉法人の理事長は、理事会において法令又は定款に定めるところにより、自己の職務の執行状況について報告しなければならない。しかし、定款において「4箇月を超える間隔で2回以上」報告することを規定しているにも関わらず、理事長自身による定期的な報告を行っていない事例があった。</p>	<p>当該法人では、次回の理事会以降、自己の職務の執行状況を定期的に報告することとしました。</p>
<p>➤ 役員の報酬等の額・・・2法人</p> <p>◆ 社会福祉法人の役員（理事及び監事）の報酬総額は、定款にその額を定めていないときは評議員会の決議により定めなければならない。しかし、役員の報酬総額について評議員会において決議していない事例があった。</p>	<p>当該法人では、次回の評議員会の決議により、報酬等の支給基準（※2）において役員の報酬総額を規定することとしました。</p>
<p>➤ 経理規程の見直し・・・2法人</p> <p>◆ 社会福祉法人は、会計面の業務執行に関する基本的な取扱いを経理規程として定め、社会福祉法人会計基準などの内容を経理規程に反映させる必要がある。しかし、経理規程について社会福祉会計基準（※3）に対応した改正がされておらず、また、規定どおりに事務処理が行われていない事例があった。</p>	<p>当該法人では、経理規程を会計基準等に対応した内容に改正することとしました。</p>

（用語解説）

※1 決議の省略（理事会）・・・理事会の議案について、理事の全員の事前の同意の意思表示がある場合には、理事会の議決を省略することが認められています。また、監事が異議を述べたときは決議要件を満たさないため、監事からも事前に同意の書面の提出を受けることが望ましいとされています。

なお、平成28年の社会福祉法の改正後は、欠席した理事の書面による議決権の行使（書面

議決）は認められていません。

※2 報酬等の支給基準・・・社会福祉法人の理事、監事及び評議員に対する報酬等については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事業を考慮して、不当に高額なものとならないようにしなければならず、その支給基準については、評議員会の承認を受けなければなりません。

支給基準の内容については、役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分（常勤・非常勤など）、報酬等の金額の算定方法、支給の方法（支給時期・手段など）、支給の形態（現金・現物の別など）等を定めることとしています。

※3 社会福祉法人会計基準・・・平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省令第 79 号。社会福祉法人が行うすべての事業に関する会計に適用される規定であり、社会福祉法人は、これに従って会計処理を行い、会計帳簿、計算書類、その附属明細書及び財産目録を作成しなければなりません。社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準のほか、国からの通知等に基準が示されていない場合には、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならないこととされています。

（3）好ましい事例

➤ 効率的な理事長等の職務執行状況報告

◆ 理事長等の専決事項について、一覧表を作成し理事会にてわかりやすく報告を行っていた。

2 介護保険サービス事業者等

(1) 令和2年度実施状況

介護保険サービス事業者等に対する指導検査は、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者の人権擁護、虐待防止、給付費の算定及び取扱い、新型コロナウイルス感染症対策のための体制整備を指導重点項目として、以下のとおり実施しました。

ア 実地指導

令和2年度は64事業所に対して、実地での指導を実施しました。

(対象事業所数は令和2年4月1日現在)

事業種別	対象事業所数 (a)	実地指導数 (b)	うち文書指摘 事業所数	実施率 (b/a)
(ア) 施設サービス	26	0	0	0%
(イ) 在宅サービス	680	31	24	4.6%
(ウ) 居宅介護支援	171	33	17	19.3%
合計	877	64	41	7.3%

イ 集団指導

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、大田区ホームページに資料を掲載することにより集団指導を実施しました。

(対象事業所数は実施時現在)

種別	対象事業所数	掲載時期	主な内容
認知症対応型共同生活介護事業所	43	令和3年 2月	<ul style="list-style-type: none"> 大田区介護サービス事業者等に対する実地指導等について 指導検査基準について 運営状況チェックシートの確認 確認報告書の提出
地域密着型通所介護事業所	102	令和3年 2月	<ul style="list-style-type: none"> 大田区介護サービス事業者等に対する実地指導等について 指導検査基準について 運営状況チェックシートの確認 確認報告書の提出

(2) 主な指摘事項

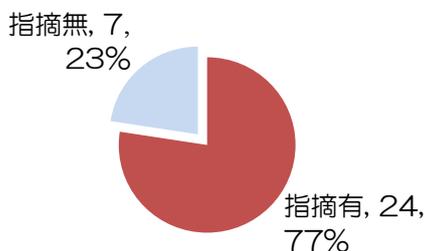
ア 施設サービス

施設サービスとして、介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設（老健）の事業所に対しては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、実地指導を行いませんでした。

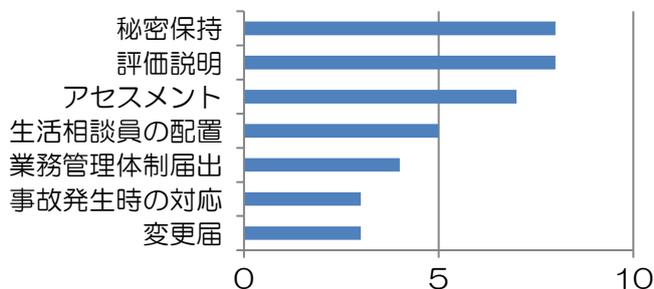
イ 在宅サービス

在宅サービスとして、通所介護（地域密着型通所介護を含む）、訪問介護、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の事業所に対して、実地指導を行いました。

文書指摘の有無
(事業所数)



文書指摘内訳
(上位7項目)



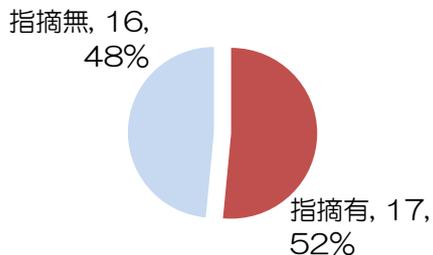
指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 秘密保持・・・8事業所（地域密着型通所介護、訪問介護）</p> <p>◆ 個人情報使用の同意を、利用者及びその家族からあらかじめ文書で得ていない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、個人情報使用同意書を作成し、契約時に、本人とその家族から同意を得ることとしました。</p>
<p>◆ 管理者について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていない事例があった。また、従業員が退職後も業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置が講じられていない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、個人情報保護に関する誓約書に署名・捺印をもらっていない管理者及び従業員から新たに署名・捺印をした個人情報保護に関する誓約書の提出を受けることとしました。</p> <p>また、全ての従業員に対して退職後も含めて秘密を保持する旨の誓約書の提出を求めることとしました。</p>

指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 評価説明・・・8事業所（地域密着型通所介護、訪問介護）</p> <p>◆ 実施状況や評価について、利用者又は家族に説明していることが確認できない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、実施状況や評価を行った記録について訪問介護計画評価表を作成し、利用者及び家族に説明することとしました。</p>
<p>➤ アセスメント・・・7事業所（通所介護、地域密着型通所介護、訪問介護）</p> <p>◆ 要介護認定更新時、区分変更時等、必要な時期にアセスメントが行われていない事例があった。また、行われていたアセスメントの内容が具体性に欠けており、利用者の状態把握が不十分なものとなっていた事例があった。</p>	<p>当該事業所では、訪問介護計画とアセスメントのチェックを定期的に行い、確認する体制を整備することとしました。</p>
<p>➤ 生活相談員の配置・・・5事業所（通所介護、地域密着型通所介護）</p> <p>◆ 生活相談員として必要な時間数が確保されていない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、勤務体制を見直し生活相談員として必要な時間数を確保するようにしました。</p>
<p>➤ 業務管理体制の届出・・・4事業所（地域密着型通所介護、訪問介護）</p> <p>◆ 業務管理体制の整備に関する事項の届出について、確認ができない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、業務管理体制の整備に関する事項の届出書を提出することとしました。</p>
<p>➤ 事故発生時の対応・・・3事業所（通所介護、地域密着型通所介護、特定施設入居者生活介護）</p> <p>◆ 事故が発生した場合の区への事故報告が適切に行われていない事例があった。</p>	<p>区（介護保険課）への事故報告が漏れていた事例について、当該事業所から区に事故報告書を提出しました。</p> <p>当該事業所では、事故の情報を事業所内で共有すると同時に、報告基準を再確認し速やかに事故報告を行うこととしました。</p>

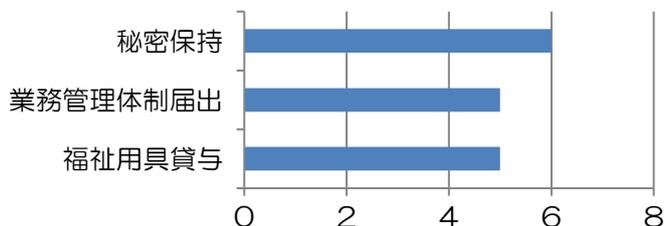
指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 変更届・・・3事業所（訪問介護）</p> <p>◆ サービス提供責任者の変更や、運営規程に記載された職員の員数、利用料の表記が実態と異なっていたにもかかわらず、変更日から1年以上変更の届出が出されていなかった。</p>	<p>当該事業所では、運営の実態に合わせて運営規程を変更し、指定権者（東京都）へ届出を行いました。</p>

ウ 居宅介護支援

文書指摘の有無
(事業所数)



文書指摘内訳
(上位3項目)



指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 秘密保持・・・6 事業所</p>	
<p>◆ 個人情報使用の同意を、利用者及びその家族からあらかじめ文書で得ていない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、個人情報使用同意書を作成し、契約時に、本人とその家族から同意を得ることとしました。</p>
<p>◆ 管理者について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていない事例があった。また、従業員が退職後も業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、個人情報保護に関する誓約書に署名・捺印をもらっていなかった管理者及び従業員から新たに署名・捺印をした個人情報保護に関する誓約書の提出を受けることとしました。</p> <p>また、全ての従業員に対して退職後も含めて秘密を保持する旨の誓約書の提出を求めることとしました。</p>
<p>➤ 業務管理体制の届出・・・5 事業所</p>	
<p>◆ 業務管理体制の整備に関する事項の届出について、確認ができない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、業務管理体制の整備に関する事項の届出書を提出することとしました。</p>

指摘の具体事項例	主な改善内容		
<p>➤ 福祉用具貸与の計画への反映・・・5 事業所</p> <table border="1" data-bbox="215 344 898 604"> <tr> <td data-bbox="215 344 898 604"> <p>◆ サービス担当者会議で福祉用具貸与の継続の必要性を検証したことが確認できない事例や、居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由について記載されていない事例があった。</p> </td> <td data-bbox="898 344 1466 604"> <p>当該事業所では、福祉用具貸与の必要性和理由について、居宅サービス計画書に反映するとともに、サービス担当者会議を開催した際に、妥当性、必要性の検討を確実に行うこととしました。</p> </td> </tr> </table>	<p>◆ サービス担当者会議で福祉用具貸与の継続の必要性を検証したことが確認できない事例や、居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由について記載されていない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、福祉用具貸与の必要性和理由について、居宅サービス計画書に反映するとともに、サービス担当者会議を開催した際に、妥当性、必要性の検討を確実に行うこととしました。</p>	
<p>◆ サービス担当者会議で福祉用具貸与の継続の必要性を検証したことが確認できない事例や、居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由について記載されていない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、福祉用具貸与の必要性和理由について、居宅サービス計画書に反映するとともに、サービス担当者会議を開催した際に、妥当性、必要性の検討を確実に行うこととしました。</p>		

(3) 好ましい事例

<p>➤ 訪問介護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 訪問介護員がスマートフォンで提供サービスを入力しデータを集約する等、ICTの活用により、別居の家族もスマートフォンやパソコンで利用者の記録が見られるようになっていた。 ◆ 訪問介護員にスマートフォンを貸与し、情報の伝達や報告が行えるようになっていた。サービス提供責任者が事前入力した利用者に関する留意事項を確認してから、訪問介護員がサービス提供を行い、終了時には、訪問介護員が利用者の状況をスマートフォン上で入力し、サービス提供責任者に報告する仕組みになっていた。
<p>➤ 通所介護・地域密着型通所介護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和元年の大型台風を踏まえ、「大雨水害対応フローマニュアル」を作成していた。事業所入口に養生テープを貼る方法を写真付きで載せる等、理解しやすいものになっていた。 ◆ 個別機能訓練計画作成の一環として居宅訪問をした際、利用者の居宅や部屋の様子を写真に撮って記録に残していた。利用者の居宅での様子や課題が目に見える形で共有されていた。 ◆ 全従業者を対象に、労使協定、就業規則、処遇改善加算等労務関係や給与・処遇に関する説明会を行っていた。
<p>➤ 居宅介護支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 利用者ごとに居宅訪問日やサービス利用票の交付日、モニタリング日、サービス担当者会議実施日などを記載する居宅業務チェックシートを作成し、漏れのないよう工夫がされていた。 ◆ 研修について、参加者代表が研修の内容をわかりやすくまとめており、研修資料と併せて回覧・保管していた。区主催の研修や外部研修にも多数参加し、研鑽に努めていた。 ◆ サービス事業所と利用者に関する苦情の記録を細かく残し、問題解決を図ることでサービスの質の向上に努めていた。 ◆ 特定事業所加算に関する書類について、特定事業所加算の記録、勤務表、研修記録、会議録、地域包括支援センターから受けた相談記録、特定事業所集中減算チェックシート、事例検討会の記録等を月ごとにまとめ、算定要件を満たしていることが確認しやすいものとなっていた。

3 障害福祉サービス事業者等

(1) 令和2年度実施状況

障害福祉サービス事業者等に対する指導検査は、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者の人権擁護、虐待防止、給付費の算定及び取扱い、新型コロナウイルス感染症対策のための体制整備を指導重点項目として、以下のとおり実施しました。

ア 実地指導

令和2年度は42事業所に対して、実地での指導を実施しました。

(対象事業所数は令和2年4月1日現在)

種別	対象事業所数 (a)	実地指導数 (b)	文書指摘事業所数	実施率 (b/a)
(ア) 障害者支援施設等	75	1	0	1.3%
(イ) 障害福祉在宅サービス事業	337	32	21	9.5%
(ウ) 相談支援事業	70	4	3	5.7%
(エ) 障害児通所支援事業	38	5	4	13.2%
合計	520	42	28	8.1%

イ 集団指導

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、大田区ホームページに資料を掲載することにより集団指導を実施しました。

(対象事業所数は実施時現在)

種別	対象事業所数	掲載時期	主な内容
放課後等デイサービス	42	令和3年2月	<ul style="list-style-type: none"> 大田区介護サービス事業者等に対する実地指導等について 指導検査基準について 運営状況チェックシートの確認 確認報告書の提出

(2) 主な指摘事項

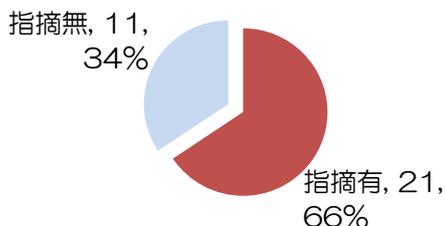
ア 障害者支援施設等

障害者支援施設等として、就労継続支援B型の事業所に対して、実地指導を行いました。文書による指摘はありませんでした。

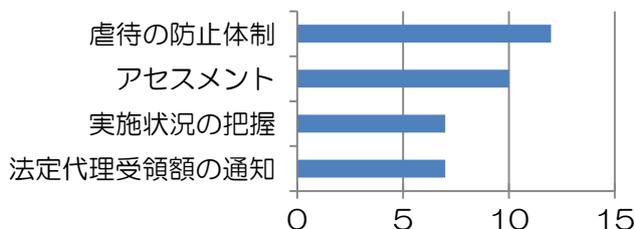
イ 障害福祉在宅サービス事業

障害福祉在宅サービス事業として、居宅介護、重度訪問介護、同行援護の事業所に対して、実地指導を行いました。

文書指摘の有無
(事業所数)



文書指摘内訳
(上位4項目)



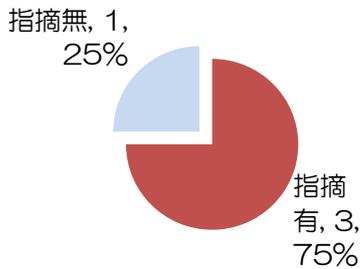
指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 虐待の防止体制・・・12 事業所</p> <p>◆ 虐待防止マニュアルが作成されていない、虐待防止責任者が設置されていない、虐待防止委員会等の整備がされていない、虐待防止研修を全ての従業者に実施されていない、虐待防止啓発掲示物及び虐待相談・通報・届出先を掲示していない等、虐待防止等のために必要な体制の整備等が行われていない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、虐待防止等のために必要な体制整備に取り組み、従業者に対しても必要な措置を講じていくこととしました。</p>
<p>➤ アセスメント・・・10 事業所</p> <p>◆ サービス提供責任者の責務として、居宅介護計画の作成時に、アセスメントが適切に行われていない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、計画変更時、利用者の状態像に変化があった時には、居宅介護計画に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期に適切な内容のアセスメントを行うこととしました。</p>
<p>➤ 実施状況の把握・・・7 事業所</p> <p>◆ サービス提供責任者の責務として、居宅介護計画の実施状況の把握が行われていることを確認できず、必要に応じて計画の変更が行われていない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、モニタリングを適切に行い居宅介護計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行っていくこととしました。</p>

指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 法定代理受領額の通知・・・7 事業所</p> <p>◆ 支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額の通知を行っていない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、法定代理受領の通知を行うこととしました。</p>

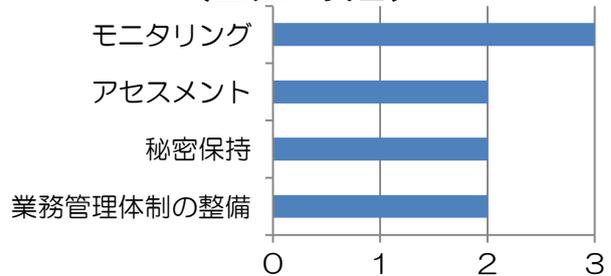
ウ 相談支援事業

相談支援事業として計画相談支援の事業所に対して、実地指導を行いました。

文書指摘の有無
(事業所数)



文書指摘内訳
(上位4項目)



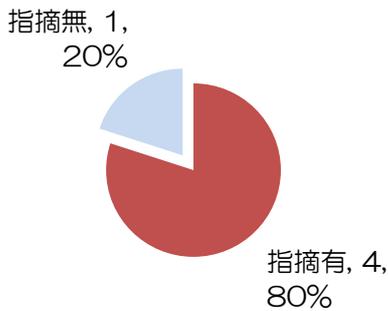
指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ モニタリング・・・3 事業所</p> <p>◆ 指定計画相談支援について、適切な時期にモニタリングが行われていない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、サービス等利用計画の実施状況の把握を行い、適切な時期にモニタリングを行い、記録に残していくこととしました。</p>
<p>➤ アセスメント・・・2 事業所</p> <p>◆ 指定計画相談支援について、サービス等利用計画の作成に当たり、適切なアセスメントが行われているか確認ができない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、メモ書き等を書き留めていた内容を利用者ごとにアセスメントとして記録を残すこととしました。</p>
<p>➤ 秘密保持・・・2 事業所</p> <p>◆ 管理者の秘密保持誓約書等が確認できなかった。</p>	<p>当該事業所では、管理者の秘密保持誓約書を作成しました。</p>

指摘の具体事項例	主な改善内容
▶ 業務管理体制の整備・・・2 事業所	
◆ 「業務管理体制の整備に関する事項の届出書」が東京都へ届出がされていない事例があった。	当該事業所では、「業務管理体制の整備に関する事項の届出書」を東京都へ届出しました。

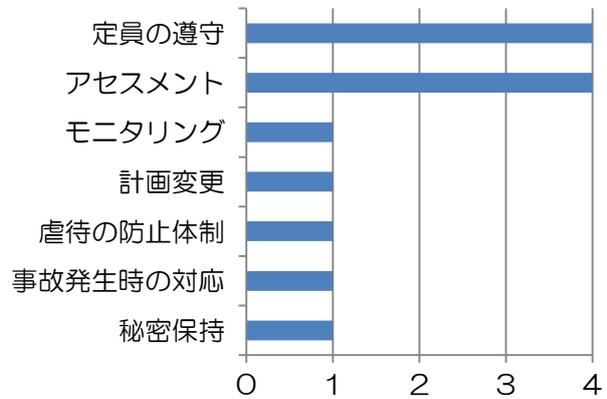
工 障害児通所支援事業

障害児通所支援事業として放課後等デイサービスの事業所に対して、実地指導を行いました。

文書指摘の有無
(事業所数)



文書指摘内訳



指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 定員の遵守・・・4 事業所</p> <p>◆ 利用定員及び指導訓練室の定員を超えてサービスの提供を行ってはならないところ、定員を超過してサービス提供を行っている事例があった。</p>	<p>当該事業所では、今後、利用状況の管理を厳格に行い、定員を遵守することとしました。</p>
<p>➤ アセスメント・・・4 事業所</p> <p>◆ 放課後等デイサービス計画の作成に当たり、アセスメントの記録が確認できない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、適切な内容のアセスメントシートを作成し、適切な時期にアセスメントを行うこととしました。</p>
<p>➤ モニタリング・・・1 事業所</p> <p>◆ 放課後等デイサービス計画の作成に当たり、モニタリングの記録が確認できない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、適切な内容のモニタリングシートを作成し、その評価の内容に基づき少なくとも6か月に1回以上のサービス計画の見直しを行うこととしました。</p>

指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 計画変更・・・1事業所</p> <p>◆ 放課後等デイサービス計画の変更に当たり、モニタリング・アセスメント等の必要な手順が行われていない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、モニタリングシート・アセスメントシート等の必要な書類を整え、保護者面談等の必要な手順を経て計画変更を行うこととしました。</p>
<p>➤ 虐待の防止体制・・・1事業所</p> <p>◆ 虐待防止委員会の体制は整備されていたが虐待防止委員会が開催されていない事例があった（委員会開催について独自規程有）。</p>	<p>当該事業所では、「虐待防止委員会設置規程」に基づき、虐待委員会を6月と12月の年2回開催し、虐待防止に必要な措置を講じることとしました。</p>
<p>➤ 事故発生時の対応・・・1事業所</p> <p>◆ 都及び区に対して、事故報告が必要な送迎時の自動車事故があったが、都及び区に対して事故報告を行っていない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、都及び区に対して当該事故の事故報告を行いました。また今後は、報告対象の事故等が発生した場合は、速やかに都及び区に事故報告を行うこととしました。</p>
<p>➤ 秘密保持・・・1事業所</p> <p>◆ 守秘義務契約が確認できない事例があった。</p>	<p>当該事業所では、未確認であった職員に対して守秘義務契約を行いました。</p>

4 保育所・保育施設等

(1) 令和2年度実施状況

ア 実地指導

保育所・保育施設等については、全体の23.1%に当たる39施設に対して実地検査を行いました。
(対象施設数は令和2年4月1日現在)

種別	対象施設数 (a)	実地検査数 (b)	うち文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
私立認可保育所	137	27	19	19.7%
小規模保育所	25	11	7	44%
事業所内保育所	3	0	0	0%
定期利用保育室	4	1	1	25%
計	169	39	27	23.1%

イ 集団指導

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、大田区ホームページに資料を掲載することにより集団指導を実施しました。

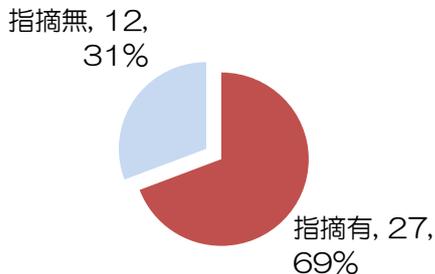
種別	対象施設数	掲載時期	主な内容
私立認可保育所	137	令和2年6月	① 大田区における指導検査を実施するにあたり概要の説明 ② 実地検査における確認内容とその注意点等 ・運営管理・保育内容 ・会計経理
小規模保育所	25	令和2年6月	

令和3年度に新規開設する認可保育所に対し、集団指導を行いました。

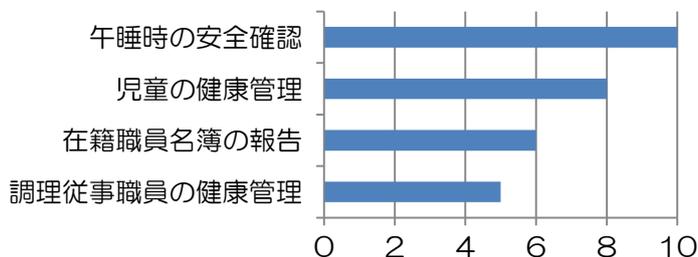
種別	開催日	参加施設数/ 対象施設数	主な内容
私立認可保育所	令和3年 1月26日 (火)	16/16 100% (38名参加)	① 大田区における指導検査を実施するにあたり概要の説明 ② 実地検査における確認内容とその注意点等 ・運営管理・保育内容 ・会計経理

(2) 主な指摘事項

文書指摘の有無
(事業所数)



文書指摘内訳
(上位4項目)



指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 午睡時の安全確認・・・ 10 施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 乳幼児突然死症候群（SIDS）予防策として、午睡（睡眠）チェックをきめ細やかに行い、必ず一人一人チェックし、その都度チェック内容を記録することとされている。 0 歳児は5分に1回、1～2歳児は 10 分に1回が望ましい間隔であるが、適切にチェック表を記録していない事例があった。 ◆ 午睡時に付き添いはしていたが、寝ている姿勢、顔色、呼吸の確認等一人一人の子どもについて見回りをしていない事例があった。 	<p>当該保育施設では、望ましい間隔で一人一人をチェックし、睡眠時のどのような体勢から仰向けに直したか等がわかるように記録することとし、児童が安全な状態で睡眠をとっているかの確認を徹底することとしました。</p>
<p>➤ 児童の健康管理・・・ 8 施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童の健康診断は、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施しなければならない。しかし、年度の途中で入所した児童について、入所時健康診断を実施していない事例があった。また、欠席等の理由により定期健康診断を1回しか実施していない事例があった。 	<p>当該保育施設では、途中入所や欠席した児童についても、入所時健康診断と、1年に2回の定期健康診断を確実に実施することとしました。 全児童が健康診断をもらえなく受けたか確認することとしました。</p>

指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 在籍職員名簿の報告・・・ 6施設</p> <p>◆ 区が保育施設に対して交付する運営費は、保育施設が提出した在籍職員名簿に基づき、常勤・非常勤の人数を確認し、支給額を決定している。しかし、在籍職員名簿に非常勤職員を常勤保育士として報告した、非常勤職員の勤務時間について予定と実績に大幅な差があるため運営費の支給対象外になった等、過大な運営費の支給を受けていた事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、在籍職員名簿の記載誤りがないよう事務を見直し、運営費の精算を行いました。</p> <p>誤りを発見した時は、速やかに区に連絡することとしました。</p>
<p>➤ 調理従事者の健康管理・・・5施設</p> <p>◆ 調理担当者及び調乳担当者について、雇入れ時、配置換え時及び月に1回以上の検便検査を実施し、検査結果を確認した上で調理・調乳業務に従事させなければならないが、検便の検査結果が判明する前に調理・調乳の業務に従事させていた事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、施設長の責務として、衛生管理及び食中毒予防の観点から、調理・調乳担当者の検便結果等の職員の健康管理を徹底し、この記録を保管することとしました。</p>
<p>➤ 防災対策の状況・・・ 4施設</p> <p>◆ 各保育施設は、避難訓練及び消火訓練の双方を少なくとも毎月1回は行わなければならないが、避難訓練または消火訓練を実施していない月がある事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、利用する子どもの安全や生命を守るため、非常災害に平穏かつ迅速に対応するために、避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上実施することとしました。</p>

指摘の具体事項例	主な改善内容
<p>➤ 保育士の適正配置・・・ 4施設</p> <p>◆ 早番や遅番の時間帯等利用する子どもの少ない時間帯においても、開所時間中に配置される保育士の数は、2人を下回ってはならないが、常勤保育士1名と無資格の保育従事者1名の配置とする等、基準を下回っている事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、保育に支障が出ないように職員の配置体制を築き、保育士等の勤務シフトを見直し、保育士2名等の基準を満たす職員配置を行いました。</p>
<p>➤ 労務管理・・・ 3施設</p> <p>◆ 使用者は、一週間に40時間を超えて労働させてはならない（労働基準法32条）。従って、所定労働時間はこの限度で定める必要がある。また、1か月単位の変形労働時間制（労働基準法32条の2）を採用している場合であっても、変形期間中の週平均労働時間を法定労働時間以内とすることになる。例えば1か月の暦日数が30日の場合、その月の法定労働時間は171.4時間であり、所定労働時間はこの限度で定める必要がある。</p> <p>しかし、週の法定労働時間または、その月の法定労働時間を超えて、保育士等の勤務シフトを作成している月が見受けられる事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、今後、労働基準法の法定労働時間を遵守した職員の勤務シフトを作成することとしました。</p> <p>また、今までの誤った処理で、未払いとなってしまった時間外勤務手当について、再確認し追給しました。</p>
<p>➤ 検食の実施・・・3施設</p> <p>◆ 保育施設では、食事提供前に検食を行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合は、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講じなければならない。しかし、離乳食やおやつについて、検食が行われていない事例があった。また、土曜日の食事に関する検食の記録がない事例があった。</p>	<p>当該保育施設では、離乳食やおやつを検食を確実に行うようにしました。また、土曜日の食事については、検食の記録簿に記録をするようにしました。</p>

(3) 好ましい事例

➤ 運営管理	◆ 避難・消火訓練について、朝、午前中、午睡中、午後、夕方など、様々な時間帯・様々な職員体制を想定して訓練を実施していた。
➤ 保育内容	◆ 事故やヒヤリハットの記録について、曜日や時間帯、発生場所などによる分析をし、発生しやすい状況を職員間で共有し、再発防止に活かす取り組みをしていた。
	◆ 睡眠時のチェックに際し、担当者を明確にするために、記録をつける職員がビブスを着用していた。

第三章 資料編

資料1 社会福祉法人制度改革

平成28年3月31日に公布された、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号。以下「改正法」という。）に基づく新しい社会福祉法人制度は、社会福祉法人が今後も地域福祉の中心的な担い手としての役割が果たすことができるよう、平成18年の公益法人制度改革も踏まえて、公益性と非営利性を備えた法人としての在り方を徹底する観点から、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革が行われたものです。

なお、平成29年4月1日に施行された改正法の主な内容は次のとおりです。

（「※」については平成28年4月1日施行）

（1）経営組織のガバナンスの強化

ア 議決機関として、全ての社会福祉法人に評議員会を設置

- ・評議員会は役員（理事及び監事）及び会計監査人の選任・解任、役員報酬の決定、定款変更、解散、合併等重要事項を決議することとした。
- ・役員又は当該社会福祉法人の職員と、評議員との兼務を禁止することとした。
- ・評議員の数は、理事の員数を超える数とした。
- ・サービス活動収益の額が4億円を超えない法人については、評議員の定数について経過措置（平成29年4月1日から平成32年3月31日までは4人以上）を適用できることとした。
- ・評議員の任期は4年（定款の定めにより6年まで延長可能）とし、再任も可能とした。

イ 役員又は評議員の権限・責務・責任の明確化

- ・理事会の職務は、社会福祉法人の業務の執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長の選定及び解職とした。
- ・理事長及び理事長以外の理事であって、理事会の決議によって社会福祉法人の業務を執行する理事に選定されたものは、原則として3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会へ報告することとした。
- ・役員等又は評議員の社会福祉法人及び第三者に対する損害賠償責任を規定した。

ウ 親族等特殊の関係のある者の役員・評議員への選任の制限に係る規程を整備した。

エ 法人単位事業活動計算書のサービス活動収益計が30億円を超える又は法人単位貸借対照表の負債の部合計が60億円を超える社会福祉法人（特定社会福祉法人）は、会計監査人（公認会計士又は監査法人）の設置を義務化した。

(2) 事業運営の透明性の向上

- ア 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とした。
- イ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般とした。
- ウ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とした。

	改正前	改正後
備置き・ 閲覧	①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④収支計算書 ⑤監査報告	①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④収支計算書 ⑤事業報告・決算附属明細書 ⑥監査報告 ⑦現況報告書 ⑧役員区分ごとの報酬総額 ⑨定款 ⑩役員等名簿 ⑪役員報酬基準 ⑫事業計画書 ⑬（充実残額）算定シート
公表 （法人又 は所属団 体ホーム ページ）	①貸借対照表 ②収支計算書 ③現況報告書	①貸借対照表 ②収支計算書 ③現況報告書 ④役員区分ごとの報酬総額 ⑤定款 ⑥役員等名簿 ⑦役員報酬基準 ⑧社会福祉充実計画（社会福祉充実残額がある場 合のみ）

(3) 財務規律の強化

ア 適正かつ公正な支出管理の確保

- ・役員及び評議員に対する報酬等については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況等を考慮して、不当に高額とならないような支給の基準を定めなければならないことを規定した。
- ・評議員、理事、監事、職員等の社会福祉法人の関係者への特別な利益供与を禁止した。（※）

イ いわゆる内部留保の明確化

- ・貸借対照表の純資産の額から、事業の継続に必要な財産額を控除した額を「社会福祉充実残額」として明確化した。

ウ 社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資

- ・社会福祉充実残額を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・充実に係る「社会福祉充実計画」の作成を義務付けた。
- ・「社会福祉充実計画」の作成に当たっては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士等への意見聴取を義務付けた。
- ・地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を作成する場合は、地域公益事業の内容及び需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴くことを義務付けた。
- ・「社会福祉充実計画」は、会計年度終了後3月以内に所轄庁に申請することとした。

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定した。(※)

(5) 行政の関与の在り方

ア 社会福祉法人に関する認可等の権限移譲

- 2以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に移譲した。(※)

イ 所轄庁による指導監督の機能強化

- 勧告等の指導権限規定を追加した。(※)

ウ 国及び都道府県の役割を明確化

- 国は都道府県知事及び区市長に対して、都道府県知事は区市長に対して、社会福祉法人の指導及び監督に関する事務の実施を支援することを規定した。
- 都道府県知事は、都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人の活動の状況等について調査分析を行い、必要な統計その他の資料を作成することを規定した。
- 都道府県知事は、所轄庁に対し、社会福祉法人の活動の状況等について情報の提供を求めることができることを規定した。

資料2 社会福祉法人・福祉サービス事業者等

(1) 大田区長が所轄庁となる社会福祉法人の一覧

各法人の詳細については、以下のページをご覧ください。

大田区ホームページ>生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査(検査)
>社会福祉法人の認可等・指導監査 >社会福祉法人情報(大田区内に主たる事務所があるもの)

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/shakaihukusihoujin/houjinjoho/index.html>



(令和3年4月1日現在)

法人名	事業分野	所在地	主な運営事業・施設
大田区社会福祉協議会	地域福祉	西蒲田七丁目 49 番 2 号	社会福祉協議会
池上長寿園	介護	仲池上二丁目 24 番 8 号	<養護老人ホーム>養護老人ホーム池上長寿園 <特養、短期入所生活介護>特別養護老人ホーム池上他 6 か所 <軽費老人ホーム>大田区立軽費老人ホームおおもりのり園 <通所介護>池上高齢者在宅サービスセンター他 7 か所 <訪問介護>ヘルパーステーション池上長寿園南蒲田事業所 <定期巡回・随時対応型訪問介護看護>定期巡回池上長寿園 24 <居宅介護支援>ケアプランセンター池上長寿園南蒲田事業所 <地域包括支援センター>大田区地域包括支援センター羽田他 8 か所 等

法人名	事業分野	所在地	主な運営事業・施設
響会	介護	上池台五丁目7番1号	<p>〈特養、短期入所生活介護〉好日苑（従来型・ユニット型）</p> <p>〈通所介護〉上池台高齢者在宅サービスセンター</p> <p>〈訪問介護〉好日苑ヘルパーステーション上池台</p> <p>〈居宅介護支援〉好日苑ケアプランセンター上池台</p> <p>〈地域包括支援センター〉大田区地域包括支援センター嶺町他4か所</p>
白陽会	介護	矢口一丁目23番12号	<p>〈特養、短期入所生活介護〉ゴールデン鶴亀ホーム</p> <p>〈通所介護〉高齢者在宅サービスセンターやぐち南</p> <p>〈居宅介護支援〉ケアプランたんぽぽ</p> <p>〈地域包括支援センター〉大田区地域包括支援センターやぐち</p>
松風会	介護	大森西四丁目12番1号	<p>〈特養、短期入所生活介護〉花みずき</p>
大田幸陽会	障がい 介護	大森南二丁目15番1号	<p>〈障害福祉在宅サービス事業等〉（就労継続支援B型、就労移行支援、生活介護等）まごめ園他6か所 （共同生活援助）障害者生活ホーム</p> <p>〈移動支援〉ケアサポート幸陽</p> <p>〈特定相談支援〉相談支援室さんさん幸陽</p> <p>〈訪問介護〉ケアサポート幸陽</p>
プシケおおた	障がい	西蒲田四丁目4番1号	<p>〈一般相談支援、特定相談支援、地域活動支援センター〉こうじや生活支援センター他1か所</p> <p>〈障害福祉在宅サービス事業等〉（共同生活援助）ホームプシケ （就労継続支援B型）クッキングワーク街の駅</p>

法人名	事業分野	所在地	主な運営事業・施設
みな実福祉会	障がい	東六郷一丁目26番13号	<障害福祉在宅サービス事業等> (就労継続支援B型) みどり作業所他2か所
ヒューマン・ネットワーク結	障がい	西蒲田四丁目4番1号 2階	<障害福祉在宅サービス事業等> (就労継続支援B型、就労移行支援) ENTAS <特定相談支援> ENTAS
蒲田保育園	保育	蒲田一丁目20番6号	<認可保育所>第一蒲田保育園他2か所
恒明会	保育	池上一丁目13番3号	<認可保育所>桐里保育園
なかよし会	保育	東糀谷四丁目2番14号	<認可保育所>なかよし保育園他1か所
島田福祉会	保育	大森北三丁目3番5号	<認可保育所>島田保育園他3か所
なぜの木会	保育	大森東五丁目2番11号	<認可保育所>子どもの家保育園他1か所
みくに会	保育	下丸子三丁目21番17号	<認可保育所>丸子ベビー保育園
行道福祉会	保育	西六郷四丁目20番6号	<認可保育所>よいこの保育園
扶壮会	保育	西蒲田四丁目27番2号	<認可保育所>蒲田音楽学園保育園他2か所
わかば	保育	大森中一丁目14番1号	<認可保育所>そらのいえ保育園他1か所
いまいずみ	保育	南久が原二丁目30番5号	<認可保育所>鶴の木いまいずみ保育園

(2) 区内介護保険サービス事業所数

(令和3年4月1日現在)

事業種別	事業所数	事業種別	事業所数
介護老人福祉施設	19	通所リハビリテーション	17
介護老人保健施設	6	訪問リハビリテーション	4
介護療養型医療施設	1	短期入所療養介護	8
介護医療院	1	認知症対応型通所介護	24
訪問介護	151	地域密着型通所介護	105
訪問入浴介護	8	認知症対応型共同生活介護	43
通所介護	85	小規模多機能型居宅介護	7
短期入所生活介護	19	看護小規模多機能型居宅介護	1
特定施設入居者生活介護	53	地域密着型特定施設入居者生活介護	1
福祉用具貸与	36	夜間対応型訪問介護	1
特定福祉用具販売	37	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4
訪問看護	77	居宅介護支援	177
		合計	885

個別事業所の連絡先等の詳細については、大田区介護事業者情報検索システムで検索できます。

大田区介護事業者情報検索システム

大田区ホームページ >生活情報>福祉 >介護保険制度 >介護サービス・介護予防サービス提供事業所一覧 のページに、システムの入り口があります。



<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/kaigo/jousyaitiran.html>

各事業種別の内容につきましては、資料7 主な社会福祉施設・事業等の概要（介護関係はP54～）をご覧ください。

(3) 区内障害福祉サービス事業所数

(令和3年4月1日現在)

事業種別	事業所数	事業種別	事業所数
施設入所支援	2	同行援護	37
生活介護	12	行動援護	10
自立訓練（機能訓練）	2	重度障害者等包括支援	0
自立訓練（生活訓練）	1	短期入所（ショートステイ）	9
宿泊型自立訓練	1	自立生活援助	5
就労移行支援	14	共同生活援助（グループホーム）	36
就労継続支援（A型）	3	計画相談支援	42
就労継続支援（B型）	30	障害児相談支援	17
就労定着支援	13	地域移行支援	7
療養介護	0	地域定着支援	6
居宅介護（ホームヘルプ）	131	放課後等デイサービス	44
重度訪問介護	117	合計	539

個別事業所の連絡先等の詳細については、東京都障害者サービス情報で検索できます。

[東京都障害者サービス情報](https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.lg.jp/)

<https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.lg.jp/>



各事業種別の内容につきましては、資料7 主な社会福祉施設・事業等の概要（障がい関係はP57～）をご覧ください。

(4) 区内特定教育・保育施設及び特定地域型保育等施設数（指導検査対象種別）

（令和3年4月1日現在）

種別	保育施設数	備考
特定教育・保育施設	153	私立認可保育所
特定地域型保育事業	28	小規模保育所、事業所内保育所
定期利用保育室	3	定期利用専用施設
合計	184	

個別施設の連絡先等の詳細については、【[大田区のホームページ](#)>生活情報>子ども>保育（一時保育を含む）>保育施設に入所を希望する方へ（一時保育含む）】をご覧ください。



https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/hoikushisetsu_nyukibo/index.html

各事業種別の内容につきましては、[資料7主な社会福祉施設・事業等の概要（保育施設関係はP59）](#)をご覧ください。

資料3 令和3年度 大田区社会福祉法人指導監査実施方針

2 福福発第 12720 号
令和 3 年 3 月 19 日
福 祉 部 長 決 定

1 基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であることから、国では、経営組織の強化、情報開示の推進、内部留保の位置付けの明確化と福祉サービスへの再投下及び地域における公益的な取組の推進などを内容とする、社会福祉法人制度の見直しを行い、改正社会福祉法が平成 29 年 4 月 1 日に全面施行された。

この全面施行から 4 年を経過し、すでに区長が所轄する法人への指導監査は一巡しているところであるが、区は、引き続き法人が法改正等の趣旨を十分理解した上で、法人の自主性・自律性を持った運営を行うことができるよう、経営組織に対するガバナンスの強化、法人運営の透明性の向上、適正かつ公正な支出管理等、制度改正項目の定着並びに法人が備えるべき公益性及び非営利性の徹底に主眼を置いて、指導監査を実施する。

2 一般監査の重点項目

(1) 法人運営

ア 定款

(ア) 法人における定款の記載内容について、必要的記載事項が記載されているか。また、事実や実態に反してはいないか。

(イ) 定款の変更が評議員会の特別決議を経ているか。また、区の認可を受けているか。

イ 内部管理体制

内部管理体制に係る必要な規程類の策定が行われているか。

ウ 評議員

(ア) 適正な手続きにより選任又は解任されているか。

(イ) 要件を満たす者が選任されているか。

(ウ) 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数となっているか。

(エ) 善管注意義務を果たしているか。

エ 評議員会

(ア) 法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議されているか。

(イ) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。

(ウ) 法令に基づき、適正に議事録等を作成し、主たる事務所等に法定の期間備え置いているか。

オ 理事

(ア) 要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。

(イ) 6人以上選任されているか。

(ウ) 理事長及び業務執行理事の選定は法令及び定款に定める手続きにより行われているか。

(エ) 理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しているか。

(オ) 法令に基づく事項について、一部の理事に委任されていないか。

(カ) 善管注意義務、忠実義務等を果たしているか。

カ 監事

(ア) 評議員会の決議により、社会福祉事業に識見を有する者及び財務管理に識見を有する者を監事に選任しているか。

(イ) 監査において、事業報告や財政状況等に対する監査を適正に行い、理事会等へ報告しているか。

キ 理事会

(ア) 法人の業務の決定に当たり、要審議事項について、適正に審議しているか。

(イ) 理事長は、理事会の決定に基づき、法人運営及び事業経営を行っているか（権限を超えた行為がある、専決事項が定款細則等に定められていないなど、不適正な運営が行われていないか）。

(ウ) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。

(エ) 法令に基づき、適正に議事録を作成し、主たる事務所に法定の期間備え置いているか。

(オ) 議事録の信憑性及び議事の顛末の具体性が認められるか。

ク 会計監査人

(ア) 特定社会福祉法人は、会計監査人の設置を定款に定めているか。

(イ) 公認会計士又は監査法人が評議員会の決議により適切に選任等がされているか。

ケ 評議員及び役員（理事、監事）の報酬等

(ア) 評議員の報酬等の額は、定款に定められているか。

(イ) 評議員及び役員の報酬等について、省令の定めに従い支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。

(ウ) 評議員及び役員の報酬等が報酬額の支給基準に従って支給されているか。

(エ) 報酬等は省令の定めに従い支給しており、不当に高額なものとなっていないか。

(2) 事業

ア 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。

イ 社会福祉事業の収入を公益事業（国通知で認められた場合を除く。）又は収益事業に充てていないか。

ウ 公益事業又は収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。

エ 「地域における公益的な取組」を実施しているか。

(3) 管理

ア 人事管理

職員の任免が適正に行われているか。

イ 資産管理

(ア) 所轄庁の承認を経ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。

(イ) その他財産は適正に管理され、みだりに処分されていないか。

(ウ) その他財産の株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用に当たり、役員等により当

該金融商品のリスク等について理解されるとともに、理事会で決定し、定款が変更され、ガバナンスが徹底されているか。

(エ) 理事長等が他の事業を営んでいる場合、当該事業の資産と法人資産とが混同されていないか。

ウ 会計管理

(ア) 経理規程及びその細則に定めるところにより事務処理が行われているか。

(イ) 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制体制が確立されているか。

(ウ) 入札契約等については、関係通知に基づく適正な手続きにより、随意契約及び競争契約を実施しているか。また、契約に係る会計帳簿及び証憑書類について、適正に作成し、保存しているか。

(エ) 資金移動に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

(オ) 財産の管理運用は安全確実な方法で行われているか。

(カ) 借入（多額の借財に限る。）が理事会の審議を踏まえて行われているか。

(キ) 借入金の償還が確実になされているか（償還財源に寄付が予定されている場合は、贈与契約に基づき確実に行われているか。）。

(ク) 将来の施設整備等に備えた計画的な積立がなされているか。

(ケ) 施設における利用者からの預り金の管理が適正か。

(4) その他

(ア) 法人の関係者（評議員、理事、監事、職員等）に対して特別な利益を与えていないか。

(イ) 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。

(ウ) 定款、役員等報酬基準、現況報告書、計算書類等法令に定める事項について、インターネットの利用により公表しているか。

(エ) 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。

3 監査の実施方法

(1) 対象法人

区長が所轄庁となる法人を対象とする。

(2) 実施形態

ア 一般監査

(ア) 実施方法

法人ごとに日程等を策定し、原則として法人本部に赴き、実地において実施する。

(イ) 実施単位

法人を単位として実施する。

なお、当該法人監査と併せて、適宜、各施設に係る検査を実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの体制は、原則として運営及び会計担当により編成する。ただし、法人の状況により適宜体制を再編する。

(エ) 実施通知

実施通知は、原則として概ね実施日の2週間前までに到達するよう送付する。ただし、緊急を要する場合等は、監査当日に交付する。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、別に定める。

(カ) 延長及び省略等

社会福祉法人指導監査実施要綱(平成29年4月27日付雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号の別添)に基づき、一般監査の実施の周期の延長及び指導監査事項の省略等について、判断する。

イ 特別監査

(ア) 実施方法

事案の重大性等に応じて随時行うこととする。

法人ごとに日程等を策定し、原則として法人本部に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じて、法人の関係者等呼び出し、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

法人を単位として実施する。

なお、当該法人監査と併せて、適宜、各施設に係る検査を実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの体制は、一般監査に準じる。ただし、法人の状況により適宜体制を再編する。

(エ) 実施通知

実施通知は、原則としてあらかじめ対象法人に到達するよう送付する。ただし、緊急を要する場合等は、監査当日に交付する。

(3) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和3年4月1日時点で現存する法人とする。

ただし、年度途中に設立又は所轄庁変更により移管された法人については、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。

イ 選定基準

(ア) 国が定めた社会福祉法人指導監査実施要綱(平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号の別添)に定める一般監査の実施の周期に該当する法人

(イ) 法人運営及び指導監査において、継続的に指導を行っている、又はその必要がある法人

(ウ) 過去の指導監査において、指摘事項の改善が図られていない法人

(エ) 苦情・通報等が多く寄せられている法人、又は苦情・通報等の内容から運営上の問題を有することが疑われる法人

(オ) 毎年度、現況報告書又は法人調査書を提出していない法人

(カ) 福祉サービス第三者評価を受審していない法人、又は当該評価結果において問題がある法人

(キ) 法人認可後、指導監査を実施していない法人

(ク) 新設かつ施設整備中の法人

(ケ) 区から民間移譲された施設を運営する法人

(コ) 当該法人が運営する施設が指導検査の時期に当たる法人（当該法人及び施設の指導検査を併せて所管するものに限る。）

(4) 新型コロナウイルス感染症感染防止対策

ア 監査実施の判断

新型コロナウイルス感染症のまん延状況によっては、国、都からの通知等に基づき、監査の実施を延期するなど必要な措置を講じる。

イ 監査実施の際の対策

(ア) 身体的距離の確保に努め、マスクの着用、手洗い（手指消毒）を実施する。

(イ) 監査会場における換気に努める。

(ウ) 効率的な監査の実施により、監査時間の短縮を図る。

(エ) 監査実施前に監査担当者の検温を実施し、発熱、体調不良等の症状がある場合は、当日の監査を見合わせる。

4 法人との情報共有等

社会福祉法人の自主性及び自律性を尊重しつつ適正な法人運営に資するため、区長が所轄庁となる法人を対象に集団指導を実施し、区と法人及び法人間の情報共有を図る。

5 関係団体等との連携

(1) 法人の所轄庁としての都区市等

ア 法人の指導監査事務が法定受託事務であることを踏まえ、所轄庁間における事務の取扱いの標準化を図るため、法令解釈や監査結果の情報共有など、必要な連携を行う。

イ 都、他区市、他県等との間における所轄庁変更後においても、法人に対する指導の継続性が確保されるよう、情報共有を図る。

(2) 都

指導監査に係る法令・制度運用に関する照会、法人への指導に関する支援、法人に関する情報提供等、法人運営の適正化について連携を図る。

(3) 国

指導監査に係る法令・制度運用に関する疑義照会、法人に関する情報提供等、法人運営の適正化について、法人指導の立場から連携を図る。

(4) 施設等運営指導所管等

法人が運営する施設等の運営指導所管等と連携し、指導監査の適正な対応・推進を図る。

資料4 令和3年度 大田区介護保険サービス事業者等指導実施方針

2 福 福 発 第 1 2 5 6 1 号
令 和 3 年 3 月 2 日
福 社 部 長 決 定

大田区介護保険サービス事業者等指導実施要綱（平成22年4月20日付22福介発第10102号区長決定。以下「要綱」という。）第4条第3項の規定に基づき、以下のとおり、令和3年度における指導に関する実施方針を定める。

1 指導目的

本実施方針に基づく指導は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）における居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを提供する事業者（法第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者を含む。以下「介護保険サービス事業者等」という。）に対し、関連法令、通達等の遵守を徹底させることにより、介護保険サービス事業者等の育成及び支援を行うとともに、当該サービスの質を向上させ、また当該サービスに係る介護給付及び予防給付の適正化を図ることを目的とする。

2 指導項目

実地指導に当たっては、原則として、あらかじめ日時、場所等を文書により介護保険サービス事業者等へ通知する。あらかじめ通知したのでは当該事業所等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知するものとする。

- (1) 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 介護給付費の算定及び取り扱い

3 指導の重点項目

介護保険サービス事業者等が、健全かつ円滑な事業運営を確保できるよう、以下の事項を重点的に指導する。

(1) 虐待防止の徹底

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害への防止に向けた取組が行われているか。

(2) 人員基準

ア 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

イ 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。

ウ 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。

(3) 設備基準・運営基準関係

- ア 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。
 - イ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報利用を含む。）が適切に行われているか。
 - ウ 個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか。
 - エ 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する事業継続を意識した具体的計画を作成し、定期的な避難・救出訓練を実施しているか。
 - オ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。苦情は、事業者全体で情報共有するとともに、サービスの質の向上に向けた取組みを適切に行っているか。事故は、内容を正確に記録し、事業者全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講じているか。
 - カ 通所介護等における日常生活費に要する費用の取扱いが適切に行われているか。
- (4) 介護報酬関係
- 介護保険法改正等を踏まえた介護報酬算定に関する告示を適切に理解したうえで、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。
- (5) 計画の適切な作成
- ケアプランでは、介護保険制度の基本理念を実現する上で重要であり、利用者の選択に資するよう、地域のサービス情報を公正中立に提供し、利用者の日常生活全般を支援する観点から、適切に作成しているか。医療をはじめとする他機関との連携を積極的に図るとともに、個別の介護保険サービス事業所に適切な時期に交付しているか。
- 個別のサービス計画では、ケアマネジメントが、利用者個々の環境や希望などを把握し、利用者の自立を支援し、状態の悪化をできるだけ防止する視点で、アセスメントからモニタリングまで所要のプロセスを適切に行っているか。
- (6) 介護職員の処遇改善
- 介護職員処遇改善加算の算定条件に合致しているか。また、介護保険サービス事業者等の管理者が、キャリアパス要件等の内容を理解し、介護職員処遇改善計画を適切に周知されているか。
- (7) 業務管理体制
- 介護保険サービス事業者等は、介護サービス利用者の人格を尊重するとともに、介護保険法等を遵守し、忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備し、適切に届出を行っているか。
- (8) 感染症対策の強化(令和3年度省令改正、3年間の経過措置あり)
- 感染症の発生及びまん延等に関する取組みの徹底を求める観点から、全ての介護保険サービス事業所が委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施などを行っているか。

4 指導実施形態

(1) 集団指導

基本的に年3回実施する。1回目、2回目は介護保険課が実施する事業者連絡会を活用し、3回目は事業種別毎に個別に実施する。

(2) 実地指導

実地指導は、原則として3名以上の指導班を編成し、介護保険サービス事業者等において、設備の確認や関係書類の閲覧を行うとともに、関係者から関係書類等の説明を求め面談方式により実施する。当初計画は別に定める「大田区介護・障害サービス事業者実地指導実施計画」のとおりとする。

ただし、緊急に指導の実施を必要とする場合や、合同指導においては、この限りではない。

5 指導対象事業者の選定

- (1) 地域密着型サービス事業所（大田区指定）のうち、令和元年度に新規指定及び更新を受けた事業所を中心に選定。
- (2) 居宅介護支援事業所のうち、令和元年度に新規指定及び更新を受けた事業所を中心に選定。
- (3) その他、東京都指定の事業所（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、通所介護等）のうち、令和元年度に新規指定及び更新を受けた事業所を中心に選定。
- (4) 事業者等からの通報等による突発的な虐待や、不正請求が疑われ、実地指導が必要と認められる事業所。
- (5) その他、過去実地指導を行っていない事業所及び前回指導から一定期間間隔の開いている事業所から選定。
- (6) 集団指導への参加状況が良好でない事業所から選定。
- (7) その他の事情により実地指導が必要と認められる事業所。

6 関係機関との連携

- (1) 東京都とともに、介護保険サービス事業等の適正化について、事業者指導の立場から連携を図る。
- (2) 必要に応じ、東京都との合同検査を実施する。
- (3) 計画によらない突発的な指導案件が発生した場合には、介護保険課、高齢福祉課、東京都等と連携を図る。

以上

資料5 令和3年度 大田区障害福祉サービス事業者等指導実施方針

2 福 福 発 第 1 2 5 6 1 号
令 和 3 年 3 月 2 日
福 祉 部 長 決 定

大田区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成 25 年 3 月 29 日付 24 福福発第 12070 号区長決定。以下「要綱」という。）第 3 条第 4 項の規定に基づき、以下のとおり、令和3年度における重点指導事項等を定め計画的に指導を実施するため実施方針を定める。

1 指導目的

本実施方針に基づく指導は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者等に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営及び自立支援給付の適正化を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービスの提供並びに質の向上、利用者の人権擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることを目的とする。

2 指導項目

実地指導に当たっては、原則として、あらかじめ日時、場所等を文書により障害者福祉サービス事業者等へ通知する。あらかじめ通知したのでは当該事業所等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知するものとする。

- (1) 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 自立支援給付費等の算定及び取り扱い

3 指導の重点項目

障害福祉サービス事業者等が、健全かつ円滑な事業運営を確保できるよう、以下の事項を重点的に指導する。

(1) 虐待防止の徹底

利用者に対し、虐待行為や身体拘束等を行っていないか。また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。

(2) 人員基準

- ア 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。
- ウ 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。

(3) 設備基準・運営基準関係

- ア 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。
- イ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。
- ウ 個別支援計画等の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して作成・記録・保管されるとともに、適宜見直しを行い、適切な支援が行われているか。
- エ 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する事業継続を意識した具体的計画を作成し、定期的な避難・救出訓練を実施しているか。
- オ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。苦情は、申出から終結までの記録を文書で残し、事業者全体で情報共有するとともに、サービスの質の向上に向けた取組みを適切に行っているか。事故は、内容を正確に記録し、事業者全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講じているか。

(4) 自立支援給付関係

自立支援給付費等算定に関する告示を理解した上で、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等が請求されているか。

(5) 福祉・介護職員の処遇改善

福祉・介護職員処遇改善加算の算定条件に合致しているか。また、障害福祉サービス事業者等の管理者が、キャリアパス要件等の内容を理解し、福祉・介護職員処遇改善計画が適切に周知されているか。

(6) 業務管理体制

障害福祉サービス事業者等は、障害福祉サービス利用者の人格を尊重するとともに、法等を遵守し、忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備し、適切に届出を行っているか。

(7) 感染症対策の強化(令和3年度省令改正、3年間の経過措置あり)

感染症の発生及びまん延等に関する取組みの徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス事業者が委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施などを行っているか。

4 指導実施形態

実地指導は、原則として3名以上の指導班を編成し、障害福祉サービス事業者等において、設備の確認や関係書類の閲覧を行うとともに、関係者から関係書類等の説明を求め面談方式により実施する。当初計画は別に定める「大田区介護・障害サービス事業者実地指導実施計画」のとおりとする。

ただし、緊急に指導の実施を必要とする場合や、合同指導においては、この限りではない。

5 指導対象事業者の選定

- (1) 大田区長所管の社会福祉法人が運営する事業所から選定。
- (2) 区が指定する計画相談支援事業所については、概ね3年に1回程度実施。
- (3) 指定障害福祉サービス事業所のうち、事業開始後実地指導を実施していない事業所及び前回指導から一定期間間隔の開いている事業所の中から選定。

第三章 資料編

- (4) 障害児通所支援事業所のうち、事業開始後実地指導を実施していない事業所及び前回指導から一定期間間隔の開いている事業所の中から選定。
- (5) その他の事情により実地指導が必要と認められる事業所。

6 関係機関との連携

- (1) 東京都とともに、障害福祉サービス事業等の適正化について、事業者指導の立場から連携を図る。
- (2) 必要に応じ、東京都との合同検査を実施する。
- (3) 計画によらない突発的な指導案件が発生した場合には、障害福祉課、障がい者総合サポートセンター、東京都等と連携を図る。

以上

資料6 令和3年度 大田区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業並びに
特定子ども・子育て支援施設等の指導検査実施方針

令和3年4月26日3こ保発第10372号 ことども家庭部長決定

1 基本方針

近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進む中で、待機児童の解消など仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が国を挙げての重要な課題となっている。

区では、積極的に待機児童対策として保育サービス定員を拡充し、3歳から5歳までについては、平成30年度から待機児童はゼロとなっており、令和3年4月には新たに10を超える認可保育所が開設され、待機児童数は着実に減少している。しかし、妊娠届の際に行っているアンケート調査では、パート・アルバイトを含め就労状況にある妊婦の割合は、平成28年度が68.0%、平成29年度が71.8%、平成30年度が72.4%と上昇しており、このうち92%が保育所に預けたいと回答しており、今後も就労希望の上昇による保育需要への対応が必要となる。

また、保育現場では近年、スマートフォンアプリからの出欠連絡を始め、園児の出欠記録、登降時刻のデータ管理などのICT化が始まり、区においても、ICT化を促進することで保育施設の事務効率化を図るほか、保護者の利便性を向上させ、情報発信ツールを拡充し、子育てしやすい環境づくりを進めている。

一方で、昨年から世界で猛威を振っている新型コロナウイルス感染症については、各施設において感染リスクを可能な限り低減するため、玩具の洗浄・消毒や児童の健康状態の把握等の衛生管理、健康管理に注力していただいております。区でも保育施設等における新型コロナウイルス感染症対策をまとめた「大田区保育施設等の新しい生活様式」を策定し、児童に安全・安心な保育の提供と児童の健やかな育ちの保障に努めている。

こうした量の確保が着実に進む中、保育を取り巻く環境の変化に対応しつつ、かつ質の確保を進めていくためには、各種保育施設に対する指導検査の役割が一層重要となっている。

以上のことを踏まえ、子どもの安全と適正な施設等の運営を担保し、すべての利用者が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等（以下「施設等」という。）を安全・安心に利用できるよう、子ども・子育て支援法、児童福祉法、大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、社会福祉法、労働基準法、消防法などの法令並びにこれらに基づき区長が定める指導検査基準（以下「関係法令・基準等」という。）に照らし、子どもの最善の利益が保障されるよう、施設等の適正な運営及び保育サービスの質の維持・向上を図ることに主眼を置き、指導検査を実施する。

指導検査にあたっては、東京都と区が連携し、それぞれの権限を効果的かつ効率的に行使できる体制を整え実施する。

なお、重大な法令違反、不適切なサービスの提供の疑いがある場合には、子どもの権利を保護し、利用者の信頼を維持するために、速やかに指導検査を実施し、関係部局と連携を図りながら、必要な是正を求める。

2 一般指導検査及び確認指導の重点項目

(1) 一般指導検査

① 運営管理関係

ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員が確保されているか
- (イ) 労働環境や労働条件が適切か
- (ウ) 研修等の資質向上のための機会が確保されているか

イ 法外援護費に係る各種請求・報告等
正しく報告がされているか

② 保育内容関係

ア 保育所保育指針に基づく保育

- (ア) 全体的な計画に基づく長期的、短期的な指導計画の作成
- (イ) 指導計画に基づく保育

イ 子どもの人権に配慮した適切な保育の徹底

- (ア) 児童虐待についての対応
- (イ) 児童一人一人に応じた保育
- (ウ) 児童の健康状態の把握

ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策
- (イ) アレルギー児等への対応
- (ウ) けが・事故防止の対策
- (エ) 感染症・食中毒等の予防対策

③ 会計関係

ア 処遇改善等加算・キャリアアップ補助金により賃金の改善が適正に行われているか

- (ア) 実績報告等は適正に作成されているか
- (イ) 「処遇改善等加算通知」等の要件を満たしているか

イ 「経理等通知」等が遵守されているか

- (ア) 支出内容は適正か
- (イ) 弾力運用は、要件を満たしているか
- (ウ) 本部経費（共通費）の各施設への配分が要件を満たしているか

ウ 計算書類等は適正に作成されているか

施設の貸借対照表は当期末における残高を適正に反映しているか

(2) 確認指導

① 運営管理

ア 職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか

イ 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか

ウ 消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか

② 保育内容

ア 保育所保育指針に基づく保育

(ア) 全体的な計画に基づく長期的、短期的な指導計画の作成

(イ) 指導計画に基づく保育

イ 子どもの人権に配慮した適切な保育の徹底

(ア) 児童虐待についての対応

(イ) 児童一人一人に応じた保育

(ウ) 児童の健康状態の把握

ウ 安全対策の徹底

(ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策

(イ) アレルギー児等への対応

(ウ) けが・事故防止の対策

(エ) 感染症・食中毒等の予防対策

3 特別指導検査及び確認監査の重点項目

(1) 運営関係

関係法令等が遵守されているか

(2) 保育内容関係

保育内容は、利用子どもの健全な発達に資するものとして、良質かつ適切なものか

(3) 会計関係

関係法令等が遵守されているか

4 指導形態等

(1) 集団指導

区が施設等に対して、関係法令・基準等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習会を開催する方法のほか、講習会の内容をオンラインで配信する等の方法により実施する。

(2) 実地指導

区が施設種別ごとに日程を定め、原則として施設等に赴き、資料の確認や施設等に対して質問等を行い、必要と認める場合、関係法令・基準等の遵守に関して、各種指導等を行う。

(3) 運営状況報告

区が施設等に対して、必要と認める場合、運営状況を確認できる帳簿書類等の提出を求め運営状況の確認を行う。

5 実施計画

(1) 集団指導

① 指導検査講習会

ア 実施方法

日程を定め、施設等の設置者等を一定の場所に集めて実施する方法のほか、事前に収録した

講習内容をオンラインで配信して施設等の設置者等に視聴させる方法などで実施する。

イ 実施単位

施設を単位として実施する。

ウ 実施通知

指導対象となる施設等を決定したときは、あらかじめ書面で集団指導を実施する旨、その日時及び場所（集合形式の場合）、アクセス方法（オンライン配信の場合）、その他必要な事項を通知する。

エ 対象施設及び日程

原則として年度当初に決定する。

(2) 実地指導

① 一般指導検査及び確認指導

ア 実施方法

日程を定め、施設に赴き実施する。

イ 実施単位

施設を単位として実施する。

ウ 検査体制

一般指導検査の検査員は、原則として3人以上とし、確認指導の検査員は原則として2人以上とする。また、施設の状況により専門職員を加えて実施することがある。

エ 実施通知

対象施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で一般指導検査又は確認指導を実施する旨、その日時、場所、その他の必要な事項を通知する。ただし、一般指導検査の目的及び効果を勘案して相当と認めるときは、一般指導検査を開始する時に書面を提示することにより通知することがある。

オ 対象施設及び日程

原則として年度当初に決定する。

② 特別指導検査及び確認監査

ア 実施方法

日程を定め、施設に赴き実施する。必要に応じて対象施設等設置者の関係者に来庁を求め実施することがある。

イ 実施単位

施設を単位として実施する。

ウ 検査体制

検査員は、原則として3人以上とする。また、施設の状況により専門職員を加えて実施することがある。なお、必要により東京都と合同で実施することがある。

エ 実施通知

対象施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で特別指導検査又は確認監査を実施する旨、その日時、場所その他の必要な事項を通知する。ただし、特別指導検査又は確認監査の目的及び効果を勘案して相当と認めるときは、開始する時に書面を提示することにより通知することがある。

ある。

オ 対象施設及び日程

対象施設及び日程は適宜決定する。

③ 実地指導における対象施設の選定方法

ア 選定の対象

令和3年4月1日時点に存する施設とする。ただし、年度途中に開設した施設についても、必要があると認められた場合は選定の対象とする。

イ 選定の方法

- (ア) 東京都における指導検査の対象となっている施設
- (イ) 過去の一般指導検査等及び特別指導検査等（以下「指導検査等」という。）又は東京都の指導検査や立入調査において、指摘事項の改善が図られていない施設
- (ウ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設
- (エ) 新規に開設された施設
- (オ) 相当の期間にわたって、指導検査等を実施していない施設
- (カ) 福祉サービス第三者評価を適切に受審していない施設、又は当該評価結果において問題がある施設（認可保育所、認証保育所）
- (キ) 区立保育園から新たに民営化された施設（認可保育所）
- (ク) 当該施設を運営する社会福祉法人が指導検査の時期に当たる施設（認可保育所。ただし、当該施設及び社会福祉法人の指導検査を合わせて所管するものに限る。）
- (ケ) その他指導検査等の実施が必要と判断される施設

(3) 運営状況報告

① 実施方法

施設等に対して、運営状況を確認できる帳簿書類等の提出を求め運営状況の確認を行う。

② 実施単位

施設を単位として実施する。

6 関係団体等との連携

(1) 東京都との連携

児童福祉法に基づく都の指導検査と子ども・子育て支援法に基づく区の指導検査との合同実施を行う。

(2) 区内社会福祉法人を所管する部局との連携

- ① 区が所管する社会福祉法人が運営する施設の指導検査については、区の所管部局が行う当該社会福祉法人に対する指導検査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。
- ② 区が所管する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導検査結果等については、所管部局相互に、必要な情報の交換を行う。

資料7 主な社会福祉施設・事業等の概要

(1) 介護関係

区分	種別	概要
(施設サービス) 介護保険施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で家庭での生活が困難な場合に入所する施設です。要介護者に対して、(1)入浴・排せつ・食事等の介護等の日常生活の世話、(2)機能訓練、(3)健康管理、(4)療養上の世話をを行います。
	介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設です。(1)看護、(2)医学的管理下での介護、(3)機能訓練等の必要な医療、(4)日常生活の世話をを行います。
	介護療養型医療施設	比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入所する施設です。(1)療養上の管理、(2)看護、(3)医学的管理下の介護等の世話、(4)機能訓練等の必要な医療を行います。
	介護医療院 (平成30年4月から創設)	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関の病床です。生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の支援をします。
(在宅サービス) 介護保険在宅サービス事業(介護予防を含む)	訪問介護	介護福祉士や、ホームヘルパー等が家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活上の援助を行います。
	訪問入浴介護	看護師やホームヘルパーが移動入浴車等で各家庭を巡回し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行います。サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境を考慮して、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
	通所介護 (デイサービス)	老人デイサービスセンター等に通い、日中の食事・入浴(浴室がある施設のみ)の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等、日常生活の世話と機能訓練を行います。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。認知症高齢者については、その特性に応じたサービスを提供することとなっています。
	短期入所生活介護 (ショートステイ)	老人短期入所施設や、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスが提供されます。心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため又は家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある場合に利用します。

区分	種別	概要
介護保険在宅サービス事業（介護予防を含む） （在宅サービス）（続き）	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者等が、入居している施設で、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を受けます。
	福祉用具貸与	心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある要介護者等の、日常生活の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具の貸出しを行います。
	特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴または排せつのために使用する（貸与になじまない）特定の用具を販売します。
	訪問看護	病状が安定期にある要介護者等に対して、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が家庭を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。サービスの提供に当たっては主治医との密接な連携に基づき、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。
	通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院、診療所に通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。医師の指示と通所リハビリテーション計画に基づいてサービスが行われ、認知症高齢者については、その特性に応じたサービスを提供することとなっています。
	訪問リハビリテーション	病院、診療所の理学療法士、作業療法士等が家庭を訪問して、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。
	短期入所療養介護（医療ショート）	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他の必要な医療や日常生活の世話等のサービスが提供されます。心身の状況や病状、家族の病気、冠婚葬祭、出張等のため又は家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある場合に利用します。

区分	種別	概要
地域密着型サービス事業（介護予防を含む） （在宅サービス）	認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。
	地域密着型通所介護	定員 18 名以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。
	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら少人数で共同生活する住宅（グループホーム）です。家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で生活することを目的とします。
	小規模多機能型居宅介護	「通所」を中心に、ご本人の状況や希望に応じて、「宿泊」「訪問」といったサービスを組み合わせて、自宅で継続して生活するために必要な支援を行います。
	看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い利用者の状況に応じて、「通い」「宿泊」「訪問」といったサービスを組み合わせて、地域における多様な療養支援を行います。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	指定を受けた定員 29 名以下の介護専門型有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。
	夜間対応型訪問介護	夜間に安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中、夜間（深夜、早朝）を問わず、介護サービスと看護サービスが連携をとりながら定期的巡回や随時の通報により訪問し、必要に応じて入浴、排泄、食事等の介護や療養上の世話、診療の補助を行います。
支援 居宅介護	居宅介護支援	在宅サービス等を適切に利用できるように、居宅介護支援事業者が心身の状況・環境・本人や家族の希望等を聞いて、介護サービス計画（ケアプラン）の作成や、介護サービス事業者との調整や、介護保険施設への紹介等を行います。

(2) 障がい福祉関係

区分	種別	概要
障害者支援施設等	施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
	生活介護	常時介護を要する障がい者に、主として昼間に、施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護等を行うほか、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練) (生活訓練) 宿泊型自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。 機能訓練は、身体機能・生活機能の維持向上を目的とし、生活訓練は、生活能力の向上を目指します。生活訓練には通所型の他に、日中は一般就労や障害福祉サービスを利用し、帰宅後における訓練その他の支援を行う宿泊型自立訓練があります。
	就労移行支援	就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労継続支援 (A型) (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。A型とB型との2種類があります。 【就労継続支援A型】 雇用契約に基づく就労が可能な方に、雇用契約の締結等により就労の機会等を提供します。 【就労継続支援B型】 雇用契約に基づく就労が困難な方に、就労の機会等を提供します。
	就労定着支援	就労移行支援や就労継続支援等の利用を経て一般就労へ移行した方で、就労に伴う生活課題が生じている人に、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、主として昼間において医療機関などで機能訓練や療養上の管理、看護及び介護を行います。

区分	種別	概要
障害福祉在宅サービス事業	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する方に、自宅における入浴、排せつ又は食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する方に、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出支援等を行います。
	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な障がい者の中でも介護の必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への一時的な入所を必要とする方に、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
	自立生活援助	施設等を利用していただいていた障がい者が、一人暮らしを始めた時に、生活や健康等に問題がないか、訪問して必要な助言等の支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
相談支援事業	計画相談支援	<p>障害福祉サービス等の利用を希望する障がい者(児)等に対して、申請に係る障がい者(児)の心身の状況やサービスの利用に関する意向等を勘察し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容を記載した「サービス等利用計画案」(障がい児は「障害児支援利用計画案」)の作成及び支給決定後の関係者の連絡調整や「サービス等利用計画」(障がい児は「障害児支援利用計画」)の作成を行います。</p> <p>また、一定の期間ごとに定期的なモニタリングを行い、計画の見直しを行います。</p>
	障害児相談支援	

区分	種別	概要
相談支援事業 (続き)	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者等に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
	地域定着支援	自宅において单身等の状況で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して緊急の事態等が生じた場合に相談等を行います。
障害児通所 支援事業	放課後等 デイサービス	就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

(3) 保育施設関係

区分	種別	概要
認可保育施設	保育所 (認可保育所)	保護者が仕事や病気等の理由により、保育を必要とする0歳から小学校就学前までの子どもを預かって保育します。
	地域型保育事業 ・小規模保育所 (A・B型) ・事業所内保育所 (A・B型)	子ども・子育て支援法に基づく「地域型保育事業」として、区が認可する施設や運営基準等を定めた保育施設です。利用定員は19名までで、対象年齢は1歳から2歳(事業所内保育所のみ0歳も対象)の乳幼児です。事業所内保育所では、事業所の従業員の子どものほか、利用定員の一定枠内で地域の子どもが利用できます。 A型は保育士の割合が10割、B型は保育士の割合が6割以上で、他の保育従事者は区が認めた基礎研修修了者です。
認可外 保育施設	定期利用保育事業	東京都が施設や職員の基準を定めており、毎日の利用のほか、利用者が預けたい曜日や保育時間を柔軟に決められる保育事業です。

資料8 各種参考情報

指導監査（検査）結果の詳細や、関連する基準等について下記ホームページに掲載しています。

（1）指導監査（検査）結果の詳細について

本報告書で概要を示した、社会福祉法人、介護、障がい、保育の各福祉サービス事業所等の指導検査結果についてより詳細な資料をご覧になりたい方は、以下のサイトでご確認ください。

ア 社会福祉法人の指導監査（検査）結果：各法人の最新の法人指導監査（検査）結果については、財務諸表等電子開示システムに掲載されている現況報告書に記載されています。

① 大田区のホームページから財務諸表等電子開示システムを閲覧する方法

大田区ホームページ >生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） >社会福祉法人の認可等・指導監査 >社会福祉法人情報（大田区内に主たる事務所があるもの）



<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/shakaihukusihoujin/houjinjoho/index.html>

リンク先にある各社会福祉法人のページを開き、「■法人が公表している資料について」の中にある「財務諸表等電子開示システムで公表している情報」をクリックしてください。当該法人の財務諸表等電子開示システムのページが開きます。

② 独立行政法人福祉医療機構のホームページから財務諸表等電子開示システムを閲覧する方法



<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」をクリックしていただきますと、法人名や所在地等から個別の社会福祉法人のページを検索することができます。

上記①か②のいずれかの方法で財務諸表等電子開示システムの各社会福祉法人のページに入ると、現況報告書へのリンクがありますので、現況報告書をダウンロードしてください。

現況報告書を開き、セクション「14.ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況」の「（2）法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況」をご覧ください。

イ 介護保険サービス事業者等指導結果の詳細

大田区ホームページ >生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） >介護保険サービス事業者等の指導・監査



https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/kaigo-service-iigyousya_shidou.html

ウ 障害福祉サービス事業者等指導結果の詳細

大田区ホームページ >生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） >障害福祉サービス事業者等の指導・監査



https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/siteijigyouysya_kensa.html

エ 保育指導検査結果の詳細



大田区ホームページ >生活情報 >子ども >保育（一時保育を含む） >保育施設の指導検査

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/shisetsu_kensa/

(2) 指導検査の実施要綱・基準等

福祉部福祉管理課、こども家庭部保育サービス課が実施している指導検査の実施要綱・基準等（PDFファイル）については、それぞれ下記のサイトでダウンロードすることができます。

① 社会福祉法人の指導監査



大田区ホームページ >生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） >社会福祉法人の認可等・指導監査 >社会福祉法人の指導監査関係

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/shakaihukusihoujin/shidoukansa.html>

② 介護保険サービス事業者等指導検査・監査実施要綱、指導実施方針、指導検査基準

大田区ホームページ >生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） >介護保険サービス事業者等の指導・監査

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/kaigo-service-jigyouysya_shidou.html



③ 障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱、同要領、障害福祉サービス事業者等指導実施方針



大田区ホームページ >生活情報 >福祉 >社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査） >障害福祉サービス事業者等の指導・検査

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shidoukansa/siteijigyouysya_kensa.html

- ④ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱・同指導検査実施方針、同指導検査
基準



大田区ホームページ >生活情報 >子ども >保育 >保育施設の指導検査
>指導検査実施要綱・実施方針・検査基準等

https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/kodomo/hoiku/shisetsu_kensa/shidou-kensa-houshin.html

区の指導監査（検査）に関する連絡先

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話：03-5744-1111（大田区役所代表）

担当	主な担当業務（指導検査関連）	連絡先
福祉部 福祉管理課 法人指導担当	(1) 社会福祉法人の指導監査 (2) 介護サービス事業者等の指導・監査 (3) 障害福祉サービス事業者等の指導・監査	電話 03-5744-1215
こども家庭部 保育サービス課 指導検査担当	(1) 特定教育・保育施設の指導検査 (2) 家庭的保育事業等の指導検査 (3) 特定子ども・子育て支援施設等の指導検査 (4) 定期利用保育室（専用施設）の立入調査 (5) 東京都認証保育所の立入調査	電話 03-5744-1749

令和2年度

社会福祉法人・福祉サービス事業者等

指導監査（検査）結果報告書

令和3年10月発行

編集・発行

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

大田区福祉部福祉管理課

電話03(5744)1215

FAX03(5744)1520

大田区こども家庭部保育サービス課

電話03(5744)1749

FAX03(5744)1715